

えが お
みんなが笑顔で過ごすために



大口町こども条例 できました

わたしたちの^{おも}想いや^{ねが}願いを込めた

^{ぜんぶん}「前文」から^{はじ}始まる

^{みらい}未来と^{けんり}権利を守るための^{まも}条例です ^{じょうれい}

^{たいせつ}わたしもあなたも大切な存在 ^{そんざい}

^{たが}だからお互いにやさしくしようね



発行:大口町 健康福祉部 こども課 制作:こどもまち会

〒480-0126 丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地 (大口町健康文化センター1階)
TEL:0587-94-1222 FAX:0587-94-0052 Email:kodomo@town.oguchi.lg.jp



大口町こども条例の
全文はこちらから
ご覧になれます。

「大口町子ども条例」って？

すべてのこどもの成長を支えていくため、こどもの権利を守り、大口町・保護者・育ち学ぶ施設・地域住民等・事業者がすべてのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すために定めたものです。

こどもにとって大切な権利って？

※第3条より抜粋

個性が認められ、
人格が尊重され、
自分らしく生きること。

いじめ、虐待、体罰等の
あらゆる暴力や犯罪から
心や体が守られること。

学ぶこと。

安心できる居場所が
確保され、
心や体を休めることが
できること。

文化、芸術、スポーツや
自然に親しむこと。

表明した意見について、
年齢や発達に応じて
ふさわしい配慮がなされ、
尊重されること。

障がい、民族、国籍、性別その他の
こども又はその家族の状況を理由とした
あらゆる差別や不当な不利益を
受けないこと。

健康に生き、
適切な医療が
受けられること。

こどものために何をしたらいいの？

大口町

町はこどもの権利保障と関係者への支援に努めます。

保護者

保護者はこどもの最善の利益を尊重し、支援や相談に努めます。

育ち学ぶ施設

こどもが安心して学び育つための支援と環境整備に努めます。

地域住民等

地域全体でこどもを見守り、安全で安心な地域づくりに努めます。

事業者

事業者は保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

